

霧島市印鑑条例の一部改正について

霧島市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例

霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とする。

第8条中「印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付した霧島市民カードをいう。」を削る。

第9条中「第18条第2項」を「第17条第1項ただし書及び同条第3項」に改める。

第16条中「第7条第2項の規定により記録した事項（同条第1項第1号、第2号、第5号及び第7号に掲げる事項を除く。）」を「登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて、市長が証明するものとし、併せて第7条第1項第3号から第6号までに掲げる事項」に改める。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を要しない。

第17条第2項中「登録証及び」を「登録証（個人番号カードが添付された場合にあつては、個人番号カード）及び」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において、個人番号カ

ード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を利用し、必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第18条を削る。

第19条中「前2条」を「前条」に改め、同条第1号及び第2号中「登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条を第18条とする。

第20条から第23条までを削り、第24条を第19条とし、第25条を第20条とし、第26条を第21条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項にただし書を加える改正規定、同条第2項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

（霧島市民カードに関する条例の廃止）

- 2 霧島市民カードに関する条例（平成17年霧島市条例第182号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の霧島市印鑑条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定に基づき印鑑の登録を受けている者は、引き続き印鑑の登録を受けている場合に限り、旧条例の規定に基づき交付を受けている登録証により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

（提案理由）

自動交付機の運用廃止に伴い、霧島市民カードに関する条例（平成17年霧島市条例第182号）を廃止するとともに、個人番号カードを印鑑登録証明書の交付時に印鑑登録証の代わりとして利用できるようにするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。